

【法律名】海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律

【府省庁名】農林水産省・経済産業省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> この法律は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、及び当該先物取引の委託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、当該先物取引の委託者の利益の保護を図ることを目的としている。 具体的には、委託者保護の観点から、海外商品市場における先物取引の受託等を業として行う者（以下「海外商品取引業者」という。）に対して、書面交付義務や不当な勧誘行為の禁止等についての規制を設けており、また、主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、報告徴収及び立入検査を行い、法令違反が認められた海外商品取引業者に対しては、1年以内の期間を定めて、業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとなっている。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び海外商品市場における先物取引の目的物となっている商品の流通を所掌する大臣と規定されており、大豆や小麦などの農林水産省関係商品を扱う場合には農林水産省との共管となる。
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 報告徴収及び立入検査 平成20年度 3件（うち報告徴収0件） 平成21年度 8件（うち報告徴収3件） 平成22年度 4件（うち報告徴収0件） ※全て農水省、経産省合同 業務停止命令 平成20年度 5件 平成21年度 6件 平成22年度 7件 ※全て農水省、経産省合同
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外商品先物取引におけるトラブル等への厳正な対応を図るため、関係省庁等との連携を密にし、端緒から調査、処分にいたるまでを迅速かつ的確に行い、事案に応じた実効性の高い行政処分を行っているところ。 具体的には、農林水産省及び経済産業省（地方支分部局を含む。）との間の綿密な連携はもとより、地方自治体による消費生活条例に基づく法執行（草の根的展開）を促していくために、当該法執行を行う部局との情報交換を定期的に行っている。 また、警察当局との連携も密にしており、特に悪質な海外商品取引業者に対しては、刑事告発を行うことも視野においた対応を図っている。 平成23年1月に、商品先物取引法が施行され、国内外、取引所内外に関わらず、商品先物取引を行う業者については許可制が導入される。現在、農林水産省と経済産業省合同で許可手続を実施している。
<p>法執行実績の</p>	<p>○公表・広報頻度</p>

<p>公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分毎 <p>○公表・広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分についてはプレスリリースを配布。その後、HPに掲載 ・以下のアドレスに随時掲載 <p><農林水産省HP> http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/press.html</p> <p><経済産業省HP> http://www.meti.go.jp/policy/commerce/a00/a0000000.html</p>
---	--

【法律名】商品投資に係る事業の規制に関する法律

【府省庁名】金融庁、農林水産省、経済産業省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この法律は、商品投資顧問業を営む者（以下「商品投資顧問業者」という。）に対する許可制度の実施その他の商品投資に係る事業に対する必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。 具体的には、商品投資に係る事業の公正化・円滑化及び投資者保護を図る観点から、商品投資顧問契約（商品投資に係る投資判断の一任契約）に基づいて商品投資を行う商品投資顧問業者に対し許可制にかからしめるとともに、書面交付義務や不当な勧誘行為の禁止等についての規制を設けている。 また、商品ファンドの設定、資金の管理、受益権の販売等を行う者（以下「商品投資販売業者」という。）に対しても、商品投資顧問業者への投資一任の義務付けや顧客から預かった財産の自己固有財産との分別管理の義務付けについて規制を設けている。 なお、主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、報告徴収及び立入検査を行うことができる。法令違反が認められた商品投資顧問業者に対しては、許可の取り消し又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。また、同じく法令違反が認められた商品投資販売業者に対しては、必要な措置をとるべきことを指示することができるほか、6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとなっている。 <p>(注) 平成18年通常国会において法改正が行われ、この法律で規定されていた商品投資販売業者に対する許可制度が廃止。当該規制は金融商品取引法で規制されることとなった（平成19年9月施行）。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品投資顧問業者に対する規制については、原則、農林水産省及び経済産業省との共管となっている（ただし、経済産業省関係商品に関する商品のみで運用する商品投資顧問業者に関しては経済産業省の専管。）。 ・ 商品投資販売業者に対する規制については、内閣府（金融庁）、農林水産省及び経済産業省の三府省共管となっている（ただし、経済産業省関係商品のみを扱う商品投資販売業者に関しては内閣府（金融庁）及び経済産業省、農林水産省関係商品のみを扱う商品投資販売業者に関しては内閣府（金融庁）及び農林水産省となる。）。 ・ 商品投資顧問業者及び商品投資販売業者に対する立入検査等の権限につき、農林水産大臣は地方農政局長に、経済産業大臣は地方経済産業局長に、内閣総理大臣（金融庁）は地方財務局長等に委任している。
<p>直近3年間（平成20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近3年間においては、実績なし。

<p>年度、21年度及び22年度10月まで)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導))の件数</p>	
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品投資顧問業者に対する報告徴収及び立入検査等を行う際には、農林水産省と経済産業省との間で事前調整。 ・ 商品投資販売業者に対する報告徴収及び立入検査等を行う際には、内閣府(金融庁)、農林水産省及び経済産業省との間で事前調整。
<p>法執行実績の公表・広報状況 <input type="checkbox"/> 公表・広報頻度 <input type="checkbox"/> 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近3年間においては、実績なし。

【法律名】 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

【府省庁名】 経済産業省

法執行の現状

制度の概要	<p>ゴルフ場等に係る会員契約に関して、会員の利益を保護し、あわせて役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とし、会員制事業者等に対する規定を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会員募集前の主務大臣への届出（第3条）・ 会員契約の締結時期の制限（第4条）・ 顧客への書面交付（第5条）・ 会員への書類の閲覧（第9条）等
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 募集の届出（第3条）の受理につき、経済産業局長に委任。・ 会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関する指示又は業務停止命令（第10条・第11条）、この法律の施行のために必要があると認める場合の報告徴収及び立入検査（第17条）につき、都道府県知事に委任。
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none">・ 直近3年間においては、実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none">・ 指示、業務停止命令、報告徴収及び立入検査を行う際には事前に相談。・ 指示、業務停止命令、報告徴収及び立入検査を行った場合には、その結果を報告。
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none">・ 直近3年間においては、実績なし。・ 今後、法執行がなされた場合には、その都度、プレス発表等により公表する予定。

【法律名】計量法

【府省庁名】経済産業省

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・計量法の制度概要 計量法においては、経済・社会活動を行う上で基盤となる「計量の基準」を定め、その実効性を担保するべく「適正な計量の実施を確保」する観点から、取引・証明に係る計量をする全ての者に対し、一定の計量単位の使用を義務付け、また、正確に計量する義務を課している。 このため、実際に正確な計量を行うための基盤となる体制を整備することについて規定しており、事業者対消費者の取引・証明のみならず事業者間の取引・証明にも関わってくる正確な計量器を供給するしくみ（計量器の検定・定期検査、適正な計量管理を行う事業者の優遇及び計量器の検査を行う計量士制度等）及び商品の量目制度等を制度化している。また、国家計量標準による校正サービスの提供や計量証明事業者の登録等についても定めている。 これらの制度を適正に運用するためには高度な技術が必須となるため、独立行政法人産業技術総合研究所等の関係機関において計量法の運用に必要な技術的な側面を担わせ、また、使用する計量器の正確性の確認から計量方法の適切さの確認まで一貫して計量に関する専門的な人材や機材をもつ単一部局が担当するべく、都道府県及び特定市町村の計量検定所等が計量器の検定・定期検査や計量の状況を確認するための立入検査などの業務を包括的に実施している。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・計量器の検定（一部）、装置検査の実施（一部）、特定計量器の修理事業者・販売事業者・特殊容器製造者の管理、計量証明事業者の登録、計量証明検査の実施等につき都道府県の自治事務（法第16条、第46条、第51条、第116条、第117条等）・定期検査の実施、指定期検査機関の指定、国の事業所を除く適正計量管理事業所の指定等につき都道府県・特定市町村の自治事務（法第19条、第20条、第127条等）・計量器の検定（一部）、装置検査の実施（一部）、型式の承認、基準器検査、特定標準器による校正等につき独立行政法人産業技術総合研究所等へ事務委任（法第168条の2等）・特定計量証明事業、特定標準器による校正、報告の徴収等につき独立行政法人製品評価技術基盤機構等への事務委任（法第168条の5等）・特定計量器の製造事業に関する経由事務、指定製造事業者に関する経由事務及び計量士に関する経由事務等の都道府県の法定受託事務（第169条の2等）・国の事業所に関する適正計量管理事業所に関する経由事務等の特定市町村の法定受託事務（法第169条の2等）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執	<p>※21年度、22年度は、今後の集計。</p> <ul style="list-style-type: none">・勧告（第10条第2項、第15条第1項、第52条第2項） 都道府県 26件、特定市町村 7件（20年度）

<p>行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公表（第10条第3項、第15条第2項、第52条第3項） 都道府県 0件、特定市町村 0件（20年度） ・措置命令（第15条第3項） 都道府県 0件、特定市町村 0件（20年度） ・改善命令等（第44条、第48条、第56条等） 本省 0件、都道府県 未把握（20年度） ・指定の取消し等（第38条、第67条、第88条等） 本省 0件、都道府県 未把握（20年度） ・立入検査（第148条、第168条の3、第168条の6） 本省 0件、地方支分部局 19件、都道府県 15, 772件、特定市町村 19, 939件、独立行政法人 未把握（20年度）
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の計量行政機関相互の連絡、意見・情報交換等を行い、法令の企画や解釈、技術的な問題、自治事務等法令の執行と計量行政における地域間の調整に関する事項などを協議するため、全国計量行政会議を設置し、関係機関で共催している。 ・独立行政法人が立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告することとなっている。
<p>法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段</p>	<p>自治体において、法執行実績を掲載した計量年報などをホームページで公表している。また、集中的に行った商品量目に係る立入検査の結果をホームページで公表している自治体もある。</p>

【法律名】不正競争防止法

【府省庁名】 経済産業省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するものであり、企業の不正な競争行為に対する差止・損害賠償請求等の民事的救済措置及び一定の行為類型に対する刑事罰を定めている。 ・本法に定める不正競争とは、周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、形態模倣行為、営業秘密侵害行為、技術的制限手段回避装置提供行為、ドメインネームの不正取得等の行為、誤認惹起行為、外国公務員に対する贈賄等である。 ・不正競争防止法の沿革概況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 工業所有権の保護に関するパリ条約（ヘーグ改正条約）批准にあたり、条約上の義務を満たすべく制定（1934年） ➢ 全面改正（現代語化、損害賠償額の推定規定の新設、法人重課規定の創設等）（1993年） ➢ OECD外国公務員贈賄防止条約の成立に伴い、本条約を国内的に実施するため部分改正（1998年） ➢ デジタルコンテンツ保護の観点から、技術的制限手段に係る不正行為を規制するため部分改正 営業秘密管理指針の策定（1999年） ➢ ドメイン名の不正取得等行為の規制及び外国公務員贈賄防止条約のより効果的な実施のため部分改正（2001年） ➢ 「知的財産戦略大綱」（2002年7月）における指摘事項の実施のため部分改正（営業秘密の刑事的保護の導入、民事的救済措置の強化、ネットワーク化への対応） 営業秘密管理指針の改訂（2003年） ➢ 営業秘密侵害等の刑事罰の強化（2006年） ➢ 営業秘密侵害罪の対象範囲の拡大（2009年） ➢ 営業秘密管理指針の改訂（2010年）
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本法の違反行為の取締りは、勧告、命令等の行政措置を前提とするものではなく、刑法等と同様に、警察等によってなされている。また、法律の適用は、最終的には裁判所により判断される。 ・こうした前提から取締件数の把握は困難であるが適用事例は多数。 （参考） 警察における取締り状況

	H20	H21	H22（1月～10月）
送致件数（件）	32	62	13
送致人員（人）	68	122	16
<p>※送致件数・送致人員とは、警察で事件を送致・送付した件数・被疑者数をいう。</p> <p>※平成22年（1月～10月）の数値は暫定値。平成23年4月1日に確定。</p>			
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・警察等からの法執行上の照会に対する対応 ・他省庁（農林水産省・厚生労働省等）や地方自治体からの照会に対する対応 ・中央省庁職員にむけた不正競争防止法の研修の実施 ・水際取締制度における税関長の経済産業大臣への意見照会 ・税関職員にむけた水際措置の研修の実施 		
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・なし（参考） ・警察では、全国の都道府県警察本部から報告された資料により、犯罪統計書を毎年作成・公表している（警察庁のウェブサイトでも公表している。）。 		

【法律名】電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
【府省庁名】経済産業省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概要： 電子的に行われる契約について民法の特例措置を規定 ・電子消費者契約に関して、事業者が操作ミスを防止するための措置を講じていない場合には、消費者に重過失があったとしても、消費者が行う申込み又はその承諾の意思表示は無効であることを規定（第3条、平成13年制定）。 ・電子契約の成立時期に関して、インターネットなどの電子的方法により承諾の通知を発する場合は、契約の成立時期を、承諾の通知が到達した時点に変更（第4条、平成13年制定）。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>なし</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間においては、実績なし。
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間においては、実績なし。
<p>法執行実績の公表・広報状況 <input type="radio"/> 公表・広報頻度 <input type="radio"/> 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間においては、実績なし。

【法律名】工業標準化法

【府省庁名】経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>I 制度の概要</p> <p>(目的) 鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること。</p> <p>① J I S (日本工業規格) の制定等</p> <p>上記目的のために、<u>主務大臣は、あらかじめ日本工業標準調査会 (J I S C) の議決を経た上で、任意の工業標準である日本工業規格 (J I S) を制定することができる。</u>主務大臣は J I S を J I S C の議決を経た上で、少なくとも5年以内に改正、廃止又は確認をしなければならない。</p> <p>② J I S マーク制度</p> <p>鉱工業品の製造業者等は、主務大臣の登録を受けた者 (登録認証機関) の認証を受けて、その製造又は加工する鉱工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示 (J I S マーク) を表示することができる任意の制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・主務大臣は、必要に応じて認証業者等に対して、報告徴収、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>③ J N L A 制度</p> <p>試験方法の J I S に係る製品試験の事業を行う者で、主務大臣の登録を受けた者 (登録試験事業者) は、当該試験所において、登録を受けた製品試験を行った場合は、主務省令で定める標章 (J N L A 標章) を付した証明書を交付することができる任意の制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は国内外の試験所の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・登録試験事業者でない者が J N L A 標章を付した証明書を交付することはできず、違反者には罰則が科される。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>① J I S の制定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S の制定等は、法令により主務大臣及び関係大臣が定められている (第69条及び関係政省令)。 法律に定められているのは、総務、文科、厚労、農水、経産、国土、環境。 注) 総務、環境の実績はない。 ・ J I S C の庶務は、経済産業省が行う (日本工業標準調査会規則)。 <p>② J I S マーク制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は、厚労、農水、経産、国交の4大臣 注) 農水の実績はない。 <p>【経産】</p> <p>原則、関係法令によりおおそ次のようになっている。</p>

	<p>本省：広域国内登録認証機関及び外国登録認証機関の登録、立入検査、処分等 広域国内認証業者の立入検査、処分等 地方経産局：国内登録認証機関の登録及び立入検査、処分等及び国内認証製造業者等の立入検査、処分等（法69条の6） N I T E：登録認証機関及び国内認証製造業者等の立入検査等の事務</p> <p>【国交】 原則、関係法令によりおおよそ次のようになっている。 本省：登録認証機関の登録、立入検査、処分等の権限 地方運輸局：必要に応じて立入検査等</p> <p>③ J N L A 制度 ・主務大臣は、厚労、農水、経産、国交の4大臣 注)実績は、経産のみ 【経産】登録試験事業者の登録、立入検査、処分等の事務はN I T Eに委任されている(法69条の2)。</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>① J I S の制定等（法第11条～18条）（数字は、制定及び改正のみ）</p> <p>平成22年度10月末 厚労0件、経産285件、国交21件、 厚労・経産共管15件、経産・国交共管6件</p> <p>平成21年度 厚労17件、経産476件、国交39件、 厚労・経産共管29件、経産・国交共管3件</p> <p>平成20年度 厚労11件、経産513件、国交2件、 厚労・経産共管21件、経産・国交共管2件、厚労・経産・国交共管1件</p> <p>注) 現在、上記に加え文科及び農水大臣のJ I S が存在しており、全J I S は、約10,000件存在。</p> <p>② J I S マーク制度</p> <p>【経産】（登録認証機関等に対する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録(第25条)：24件（H22/10末現在延べ数） ・認証製造業者への立入検査等(第21条) H20FY:84件、H21FY:170件、H22/10末：112件 ・登録認証機関への立入検査等(第40条) H20FY:2件、H21FY:3件、H22/10末：2件 <p>【国交】 (登録認証機関等に対する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録(第25条)：1件（H22/10末現在延べ数） ・認証製造業者への立入検査等(第21条) H20FY:0件、H21FY:0件、H22/10末：0件 ・登録認証機関への立入検査等(第40条) H20FY:0件、H21FY:0件、H22/10末：0件 <p>③ J N L A 制度(数字はいずれもN I T E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録(第57条)

	<p>H20FY:19件、H21FY:21件、H22/10末:12件</p> <p>・立入検査等</p> <p>H20FY:2件、H21FY:3件、H22/10末:0件</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>【JIS制定等における経産省と関係主務省庁との連携】</p> <p>・各主務大臣から付議されたJIS原案をJISCの庶務として経産省は、JISCでの審議、各主務大臣への答申等の事務を行い、当該答申を受けた各関係省庁は、JISの制定等を行う。</p> <p>【経産】</p> <p>・JISマーク制度における立入検査及び登録業務において、本省、地方経済産業局及びNITEがそれぞれ連携して合同で行う場合あり。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>日本工業規格の制定、改正、確認及び廃止並びに登録認証機関の登録等の告示については、官報に掲載するとともに、経済産業省ホームページ(http://www.meti.go.jp/)及び日本工業標準調査会(JISC)ホームページ(http://www.jisc.go.jp/)において制定等を行った規格名称リスト並びに登録認証機関リストを公表している。</p> <p>制定等に係る審議会情報は、経済産業省HP及びJISC HPにて公表している。</p> <p>制定されたJISは、JISC HPにおいて閲覧できる環境を整備している。</p>

【法律名】化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

【府省庁名】厚生労働省、経済産業省、環境省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p><目的> 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。</p> <p><概要> ○新規化学物質に関する審査及び規制 ○第一種特定化学物質に関する規制等 ○第二種特定化学物質に関する規制等</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>厚生労働省、経済産業省、環境省の共管 立入検査等については、独法に行わせることができる（33条）</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規化学物質に関する審査（法第3条、第4条） 平成20年度：666件 平成21年度：622件 平成22年度：458件 ・有害性調査指示（法第5条の4、第24条、第25条の3） 平成20年度：0件 平成21年度：0件 平成22年度 1件 ・第一種特定化学物質の製造の許可（法第6条、10条、11条） ：実績なし ・立入検査（法第33条）： 平成20年度：40件 平成21年度：34件 平成22年度：20件
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等を行う際には、関係省庁で連携して実施している。 ・独立行政法人が立入検査を行ったときは、法に基づき、その結果を経済産業大臣に報告することとなっている。
<p>法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段</p>	<p>有害性調査指示の実績や立入検査の実績についてはホームページにて公表。</p>

【法律名】 建築基準法

【府省庁名】 国土交通省

参 考

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・建築基準法は、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図」ることを目的とした法律である（第1条）。・具体的には、建築物を建築するための建築確認手続に関する規定、建築物等の維持保全に関する規定、建築物の敷地の衛生に関する基準、建築物の構造（構造安全、防火等）や建築設備に関する安全基準、良好な街並みを形成するための建築物の敷地、高さや形態等に関する基準等について定められている。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>○分担の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法制度の企画立案は国土交通省が行っている。・法制度の運用は主として地方公共団体が行っている。なお、国土交通省においては、<ul style="list-style-type: none">・建築基準適合判定資格者検定（第5条）・指定確認検査機関の指定等（第6条の2等）・確認審査等に関する指針の策定・公表（第18条の3）・構造方法等の認定（第68条の26）・建築基準適合判定資格者の登録（第77条の58）を行うほか、特定行政庁（都道府県又は市町村）に対する勧告、助言、報告徴収等を行っている。 <p>○委任の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて確認検査の業務を行う指定確認検査機関（※1）に関する国土交通大臣の助言等（※2）を地方整備局長に委任している（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第80条）。 <p>※ 1 確認検査は国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（指定確認検査機関）に行わせることができる（第6条の2）。</p> <p>2 指定確認検査機関の指定（法第6条の2）、指定確認検査機関に対する監督命令（第77条の30）、指定確認検査機関に対する報告徴収、立入検査（第77条の31第1項）</p>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>○建築主事等による建築確認交付数</p> <ul style="list-style-type: none">554, 254件（平成20年度）503, 290件（平成21年度）283, 002件（平成22年4月～9月） <ul style="list-style-type: none">・指定確認検査機関への監督命令（第77条の30）<ul style="list-style-type: none">本省1件、地方整備局1件（平成20年）本省4件（平成21年）本省1件、地方整備局3件（平成22年4月～9月）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定確認検査機関への立入検査（第77条の31第1項・第2項） 本省23件、地方整備局35件、都道府県72件、 特定行政庁123件（平成20年） 本省31件、地方整備局37件、都道府県87件、 特定行政庁182件（平成21年） ・ 指定確認検査機関の処分（第77条の35） 地方整備局1件（平成20年度） 本省1件（平成21年度） <p>○ 建築基準適合判定資格者に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準適合判定資格者の処分（第77条の62） 4件（平成20年度） 7件（平成21年度） 4件（平成22年4月～9月）
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>○ 違法行為等に関する情報を把握した際の初動対応での連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁、都道府県又は国土交通省は、違法行為等に関する情報を通報等により把握した際は、当該違法行為の発生地を管轄する特定行政庁に情報提供する。
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公表・広報頻度 ○ 公表・広報手段 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築確認件数については毎月末に前月度分をとりまとめ、報道発表により公表（下記は平成22年10月29日公表分） http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000199.html 2. 指定確認検査機関への立入検査（第77条の31第1項・第2項）については毎年前年度分をとりまとめ、報道発表により公表（下記は平成22年6月18日分） http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000177.html 3. 指定確認検査機関への監督命令（第77条の30）、指定確認検査機関の処分（第77条の35）、建築基準適合判定資格者の処分（第77条の62）については、各処分を報道発表により公表（下記は平成22年4月22日分）するとともに、毎年前年度分をとりまとめ、2. と併せて報道発表により公表 http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000162.html <p>（なお、当該処分履歴については、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」HP（http://www3.mlit.go.jp/）にて閲覧可能）</p>

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的として、以下を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の登録等 ・ 道路運送車両の保安基準 ・ 道路運送車両の点検及び整備 ・ 道路運送車両の検査等 ・ 自動車の整備事業 <p>道路運送車両法では、使用するにあたっての登録制度、自動車の安全確保及び環境の保全に関する保安基準、定期的な点検と必要な整備を実施するための点検制度と整備事業制度、並びに検査制度が一体的に機能することにより、安全確保及び環境の保全等を図っている。</p> <p>また、新規検査及び継続検査に係る業務については、それぞれ約7割は国及び検査独法以外（新規検査については自動車製造者が完成検査を行い、完成検査終了証を発行。継続検査については全国約2万9千の指定整備工場において点検整備及び検査を行い、保安基準適合証を発行）が行っており、国以外の主体もそれぞれの役割分担をもって検査業務を処理しているところ。</p> <p>【道路運送車両法の改正概要】</p> <p>○平成14年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抹消登録制度等の整備 ・ 整備管理者の選任義務の緩和 ・ 不正改造等の禁止等 ・ リコール制度に関する規定の見直し <p>○平成18年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子化に対応した自動車登録制度の見直し ・ 整備命令のための報告徴収、立入検査 ・ 二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 ・ リコール制度の充実 <p>※ 安全・環境基準に関しては、道路運送車両法の保安基準等に規定しており、過去5年間で30回余りの改正が行われている。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>以下の事項について地方支分部局へ委任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安基準に適合しない車両に対する整備命令につき、地方支分部局が実施（第54条、第54条の2） ・ 自動車分解整備事業者への立入検査及び行政処分につき、地方支分部局が実施（第92条、第100条等） ・ 自動車検査・登録関係 地方支分部局へ委任（第105条等）

直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数		平成20年度	平成21年度	平成22年度（10月まで）
	・登録関係	約2,400万件	約2,300万件	約1,400万件
	・継続検査等関係	約2,600万件	約2,600万件	約1,500万件
	・街頭検査関係	約14万2千件	約13万5千件	— ※集計中
	・整備命令（第54条、第54条の2）	約3,700件	約3,400件	— ※集計中
	・リコール勧告、公表及び命令	1件（勧告）	1件（公表及び命令）	
	・リコール届出	295件 （対象台数535万台）	304件 （対象台数328万台）	190件 （対象台数411万台）
	・型式認証に係る審査	約4,000件	約8,000件	約2,000件
	・自動車分解整備事業者の行政処分（第92条等）	約360件	約290件	— ※集計中
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭検査を警察当局、自動車検査独立行政法人と合同で実施。 ・自動車登録に係る電子情報処理システムの運用を、本省、地方支分部局で一体的に実施 			
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度	<p>【継続検査等関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査業務量（新規検査等件数、継続検査件数、構造等変更検査件数）を月報については毎月1回、年報については毎年1回公表。 <p>【街頭検査、整備命令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点的に街頭検査を実施した場合は、街頭検査件数及び整備命令件数等について結果を公表。 <p>【自動車分解整備事業の行政処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の処分については毎月1回取りまとめて公表。 ・件数は毎年1回取りまとめて公表。 <p>【リコール勧告、公表及び命令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧告に自動車製作者等が従わなかった場合に公表。命令が行われた場合も公表。 			

<p>○公表・広報手段</p>	<p>【リコール届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出のあった場合に随時公表。 ・年間届出件数は毎年1回取りまとめて公表。 <p>【型式認証に係る審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式指定又は型式認定を行った場合及び公表内容に変更があった場合に随時公表。 <p>【継続検査等関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査業務量（新規検査等件数、継続検査件数、構造等変更検査件数）を以下のアドレスに掲載。 http://www.mlit.go.jp/statistics/details/jidosha_list.html <p>【街頭検査、整備命令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表により公表。 <p>【自動車分解整備事業の行政処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の処分については以下のアドレスに掲載。 http://www3.mlit.go.jp/ ・件数については以下のアドレスに掲載。 http://www.mlit.go.jp/statistics/details/jidosha_list.html <p>【リコール勧告、公表及び命令並びにリコール届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表により公表。 ・届出については、以下のアドレスにも掲載。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/recall/recall10/recall_.html <p>【型式認証に係る審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示により公表。
-----------------	--

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>1 法律の目的</p> <p>不動産特定共同事業（事業者が、自ら行う不動産取引のため匿名組合契約等により出資を受け、出資者に対し当該不動産取引から生ずる利益の分配を行う事業）を営む者について許可制度を実施し、その事業に対して必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と事業参加者の利益の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に寄与することを目的とする。（第1条）</p> <p>2 許可権者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する不動産特定共同事業者については主務大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する不動産特定共同事業者については都道府県知事の許可が必要である。（第3条） ・ なお、都道府県知事が行う事務は自治事務である。 <ul style="list-style-type: none"> ※不動産特定共同事業者数：95社（平成22年11月1日現在） うち大臣許可業者 27社 都道府県知事許可業者 62社 届出業者（信託銀行） 6社 ※主務大臣は、金銭出資・金銭返還型の不動産特定共同事業については内閣総理大臣（金融庁長官）・国土交通大臣、それ以外の不動産特定共同事業については国土交通大臣である（第49条）。 <p>3 業務に関する主な規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政上の義務に関する規定のほか、取引条件の適正化を図るための私法上の効力に関する規定（民法の特例）を定めている。 <p><行政上の義務に関する規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所における業務管理者の設置（第17条） ・ 契約成立前の書面の交付（第24条） ・ 契約成立に係る書面の交付（第25条） ・ 広告規制（誇大広告の禁止、広告開始時期の制限（第18条）） ・ 不当な勧誘の禁止（第20条、第21条） 等 <p><私法上の効力に関する規制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クーリングオフ（第26条） <p>4 監督措置、罰則</p> <p>下記の場合に主務大臣又は都道府県知事が行政上の処分を行うほか、法律の規定に違反した者等に対する罰則規定が定められている。</p> <p><指示処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき ・ 業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不相当であると認められるとき <p>＜業務停止処分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不相当であると認められるとき ・ 法律に定める規定に違反したとき ・ 指示に従わないとき ・ 処分に違反したとき ・ 不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき ・ 役員等のうちに、業務の停止をしようとするとき以前5年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき <p>＜許可取消処分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の欠格要件に該当することとなったとき ・ 許可基準に適合しなくなったとき ・ 不正の手段により許可を受けたとき ・ 許可条件に違反したとき ・ 法律の規定に違反し、その情状が特に重いとき、又は業務停止命令に違反したとき <p>5 主な改正経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の制定（平成6年） ・ プロ投資家向け不動産特定共同事業に係る行為規制の緩和（平成9年）
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する不動産特定共同事業者については主務大臣が以下の権限を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産特定共同事業の許可（第3条） ・ 指示処分・業務停止処分（第34条、第35条） ・ 許可の取消し（第36条） ・ 指導、助言及び勧告（第39条） ・ 報告の聴取及び立入検査（第40条） 等 ○ 一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する不動産特定共同事業者については、当該都道府県の知事が上記の事務を行う。（自治事務）
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等((あれば)行政指導))の件数</p>	<p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導、助言及び勧告（技術的な助言等を除く。） 0件 ○ 指示処分 1件 ○ 業務停止処分 0件 ○ 許可取消処分 0件 <p>※1）上記件数は、国土交通省及び都道府県が行った監督処分等の合計。 ※2）平成20年度、平成21年度については、それぞれ実績なし</p>

<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>大臣業者に対する許可監督等については、両省間で十分に連携をとって対応している。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<p>業務停止命令又は許可の取消処分を行った場合、公告（主務大臣は官報に、都道府県知事は各公報）する。</p>

法執行の現状

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>1. 法律の目的</p> <p>○この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 制度の概要</p> <p>○建設業法（以下「法」という。）は、建設工事の完成を請け負うことを営業とする者に適用され、建設業の許可制をはじめ、書面の交付義務、建設工事の請負契約に関する紛争の処理等について定めている。</p> <p>○国土交通省に設置されている中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款及び入札の参加者の資格に関する基準等を作成し、その実施を勧告することができることとされている（法第 34 条）。</p> <p>○主な内容は以下のとおり。</p> <p>（1） 建設業の許可制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業を営むには、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない（法第 3 条） ※建設業者数：513,196 業者（平成 21 年度末） <li style="padding-left: 2em;">うち 国土交通大臣許可業者：9,780 業者 <li style="padding-left: 2em;">都道府県知事許可業者：503,416 業者 <p>（2） 建設工事の請負契約に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を締結する際に、法定の事項を記載した書面を交付することを義務付け（法第 19 条） ・ 請負契約を締結する以前に、注文者に対して見積りを提示することを義務づけ（法第 20 条） ・ 建設業者の施工能力等に対する発注者の信頼を保護するため、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、請け負った工事を一括して他人に請け負わせる“一括下請負”を禁止（ただし新築の共同住宅については全面禁止・法第 22 条） <p>（3） 建設工事紛争審査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の請負契約に関する紛争を処理するため、ADR 機関である建設工事紛争審査会を国土交通省及び各都道府県に設置（法第 25 条） <p>（4） 施工技術の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の適正な施工を図るため、工事を施工する際に、一定の資格を持った監理技術者等の現場への設置を義務づけ（法第 26 条） <p>（5） 監督措置、罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の場合に国土交通大臣又は都道府県知事が行政上の処分を行う（法第 28 条、第 29 条）ほか、法律の規定に違反した者等に対する罰則規定が定められている（法第 45 条～第 55 条） <p><指示処分></p>
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約に関し不誠実な行為をしたとき ・ 業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき ・ 法律の規定に違反したとき 等 <p><営業停止処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の規定に違反したとき ・ 指示に違反したとき ・ 業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき ・ 請負契約に関し不誠実な行為をしたとき <p><許可取消処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の欠格要件に該当することとなったとき ・ 不正の手段で許可を取得したとき ・ 法律の規定に違反し、その情状が特に重いとき 等 <p>3. 主な改正経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 24 年 建設工事の適正な施工と建設業者の資質の向上を図るため、建設業法制定。なお、制定当初は建設業を営むには建設大臣又は各都道府県知事の登録を受けなければならないものとされていた ・ 昭和 28 年 本法の適用対象となる工事、建設業登録の欠格要件及び一括下請負させてはならない者の範囲を拡大 ・ 昭和 31 年 建設工事紛争審査会を建設省及び各都道府県に設置 ・ 昭和 46 年 建設業の登録制を許可制に強化、書面に記載すべき事項の充実 ・ 平成 6 年 許可要件の欠格期間を延長し、暴対法違反等により刑に処せられた者を新たに欠格要件とするとともに、自ら許可を与えた建設業者以外の者に対しても、都道府県知事に監督処分権限を付与 ・ 平成 18 年 耐震偽装事件を受け、瑕疵担保責任の履行に関する定めを書面の記載事項に追加し、法人に対する罰則の強化を行うとともに、一括下請負の禁止される工事として、マンション等の多数の者が利用する建築物等の工事を追加 									
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>○国土交通大臣の下記の権限を地方整備局長及び北海道開発局長に委任している。(法第 44 条の 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業の許可 (法第 3 条) ・ 指示処分・営業停止処分 (法第 28 条) ・ 許可の取消し (法第 29 条) ・ 報告の徴収及び立入検査 (法第 31 条) ・ 指導、助言及び勧告 (法第 41 条) <p>○一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置する建設業者については、当該都道府県の知事が上記の事務を行う。(自治事務)</p>									
<p>直近 3 年間 (平成 20 年度、21 年度及び 22 年度 10 月まで) の法執行の実績 (処分、取締、勧告等の件数、(あ</p>	<p>○平成 20 年度及び 21 年度の監督処分実績 (国土交通大臣許可業者を対象とする処分に限る。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">平成 20 年度</th> <th style="width: 20%;">21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 指示処分 (法第 28 条第 1 項)</td> <td style="text-align: center;">1 1 件</td> <td style="text-align: center;">2 5 件</td> </tr> <tr> <td>・ 営業停止処分 (法第 28 条第 3 項)</td> <td style="text-align: center;">7 1 件</td> <td style="text-align: center;">3 0 件</td> </tr> </tbody> </table>		平成 20 年度	21 年度	・ 指示処分 (法第 28 条第 1 項)	1 1 件	2 5 件	・ 営業停止処分 (法第 28 条第 3 項)	7 1 件	3 0 件
	平成 20 年度	21 年度								
・ 指示処分 (法第 28 条第 1 項)	1 1 件	2 5 件								
・ 営業停止処分 (法第 28 条第 3 項)	7 1 件	3 0 件								

れば) 行政指導の件数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の取消処分 (法第 29 条) 0 件 3 件 <p>※平成 22 年度の監督処分実績は未集計</p>
法執行における関係行政機関 (関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等) との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法違反情報について厚生労働省より、情報提供を受け、建設業法違反に該当する場合には監督処分を実施 ○公正取引委員会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業者が不当な取引制限等を行った場合に、公正取引委員会へ通報 ○中小企業庁との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁と合同で立入調査を実施 ○都道府県との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が立入調査等を行う際に、地方整備局職員が同行
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業者に対する処分については、各行政庁 (都道府県・地方整備局等) において、許可の取消及び営業停止処分については公告、指示処分及び営業停止処分については処分簿に記載し公衆の閲覧に供することとしている (法 29 条の 5)。 ○また、国土交通大臣許可業者については、毎年度の処分実績をとりまとめ、報道発表を実施している。

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>旅客自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、輸送の安全を確保し、道路運送事業の健全な発達を図るため、道路運送法においては、具体的に以下の内容を規定しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般旅客自動車運送事業に係る事業開始許可 ・一般旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金の認可等 ・一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更に係る認可等 ・一般旅客自動車運送事業者への監査等 <p>【道路運送法の改正概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成11年 <ul style="list-style-type: none"> ・一般貸切旅客自動車運送事業に係る需給調整規制の廃止、許可制への移行 等 ○平成12年 <ul style="list-style-type: none"> ・一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業に係る需給調整規制の廃止、許可制への移行 等 ○平成18年 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送制度の法定化 等
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>以下の事項等について地方紙分部署へ委任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般旅客自動車運送事業に係る事業開始許可 ・一般旅客自動車運送事業に係る運賃・料金の認可等 ・一般旅客自動車運送事業に係る事業計画の変更認可等 ・一般旅客自動車運送事業者への監査については、地方支分部署においても行うことが可能
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙のとおり
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部署・地方公共団体等）との連携の実態</p>	

<p>法執行実績の 公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<p>【自動車運送事業者に対する行政処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の処分については毎月1回取りまとめて公表。 ・件数は毎年1回取りまとめて公表。 ・国土交通省ホームページに掲載。
--	--

自動車運送事業者に対する行政処分状況の年度別推移

1. 一般乗合旅客自動車運送事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・ 警告等	合計
H19	275	0	0	36	(2,345)	36	35	71
H20	316	0	0	13	(790)	13	44	57
H21	603	0	0	33	(2,165)	33	56	89

2. 一般貸切旅客自動車運送事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・ 警告等	合計
H19	1,787	0	2	259	(17,179)	261	322	583
H20	1,250	3	0	116	(7,835)	119	251	370
H21	1,280	2	0	123	(8,904)	125	140	265

3. 一般乗用旅客自動車運送事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・ 警告等	合計
H19	3,459	1	1	470	(29,340)	472	541	1,013
H20	4,449	0	5	473	(27,495)	478	617	1,095
H21	4,818	6	5	460	(35,080)	471	516	987

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者及び宅地建物取引業者に対する住宅瑕疵担保責任保険契約の締結等の義務付け ・保険の引受けを行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定 ・住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争処理体制等を定めることにより、住宅の品質確保の促進等に関する法律と相まって、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行を確保し、新築住宅の取得者の利益の保護を図っている。 <p>○ 中でも、住宅瑕疵担保責任保険法人に対しては、保険契約の引受け等の業務を的確に実施させ、消費者等の保護を図る必要があることから、適切な監督・処分を行うこととしている。</p>									
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>○委任の状況</p> <p>保険法人に対する報告徴収、立入検査等について地方整備局長等に委任している（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第42条）。</p>									
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>○保険法人に対するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">20年度</th> <th style="width: 20%;">21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・監督命令（第27条）</td> <td style="text-align: center;">（未施行）</td> <td style="text-align: center;">0件</td> </tr> <tr> <td>・立入検査（第28条）</td> <td style="text-align: center;">（未施行）</td> <td style="text-align: center;">5法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度の立入検査時に指定を受けていた保険法人は全5法人。</p>		20年度	21年度	・監督命令（第27条）	（未施行）	0件	・立入検査（第28条）	（未施行）	5法人
	20年度	21年度								
・監督命令（第27条）	（未施行）	0件								
・立入検査（第28条）	（未施行）	5法人								
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>										
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<p>○公表・広報頻度</p> <p>毎年1回取りまとめて公表。 （個別の処分を行った際には、内容を随時公表予定）</p> <p>○公表・広報手段</p> <p>報道発表及びホームページへの掲載。</p>									